

# 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正 及びこれに対する意見募集の実施について 放射線測定の信頼性確保の義務化

令和 2 年 4 月 22 日  
原子力規制庁

## 1. 経緯及び概要

国際原子力機関（IAEA）総合規制評価サービスの勧告<sup>注1</sup>を受け、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「法」という。）における「放射線測定の信頼性確保」について、令和元年度第 50 回原子力規制委員会（令和元年 12 月 25 日開催）において以下の方針で改正を進めることとされた。

### （1）外部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者の測定

外部被ばく線量の測定について信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025<sup>注2</sup>に基づいて測定を行うこと及び測定について帳簿に記載し、保存することを求める。一時立入者<sup>注3</sup>に対しては、測定に用いる放射線測定器について点検及び校正を行うこと、その点検及び校正に関して帳簿に記載し、保存することを求める。

### （2）内部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者及び施設等の放射線の測定

放射線測定器を適切に管理するため、放射線測定器について点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行うこと、その点検及び点検に関して帳簿に記載し、保存することを求める。

### （3）許可届出使用者及び許可廃棄業者（以下「許可届出事業者等」という。）からの状況聴取等

許可届出事業者等からの状況聴取等を行い、施行時期を概定する。

これらを踏まえ、放射性同位元素等の規則に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号。以下「施行規則」という。）の改正案について、以下のとおり意見募集を進めることとしたい。

## 2. 意見募集の実施

行政手続法の規定に基づき、以下の改正事項に係る別紙の改正案について意見募集を実施する。

### （1）法第 20 条測定に係る施行規則に以下の規定を追加（施行規則第 20 条関係）

- ・外部被ばく線量の測定の信頼性を確保するための措置を講じること。

<sup>注1</sup> 勧告内容：「政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境モニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである。」（参考資料参照）

<sup>注2</sup> ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（参考資料参照）

<sup>注3</sup> 管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないもの

- ・内部被ばく線量及び施設等の放射線の測定に係る放射線測定器について、点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行うこと。
- (2) 法第 25 条記帳義務に係る施行規則に以下の規定を追加(施行規則第 24 条関係)
- ・放射線測定器の点検及び校正に係る事項及び外部被ばく線量の測定に係る措置について記帳すること。

### 3. 施行期日

許可届出事業者等から状況聴取した結果(状況聴取の概要は参考 1 を参照)を受け、測定の信頼性確保への対応のために一定の期間を要すること、また外部被ばく線量は年度の四半期ごとに結果を集計していることを踏まえ、公布後 3 年を経過した後、直近の四半期の始期<sup>注4</sup>から施行する。

### 4. 今後の予定

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| ・意見募集の実施    | 令和 2 年 4 月 23 日から 5 月 22 日までの 30 日間 |
| ・原子力規制委員会決定 | 令和 2 年 6 月(予定)                      |
| ・公布         | 上記委員会後、速やかに行う                       |
| ・予防規程ガイドの改正 | 令和 2 年第 3 四半期を目途に改正(予定)             |

### 5. その他(別紙及び参考資料)

- |      |   |
|------|---|
| 別紙   | 放射線測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則案                             |
| 参考 1 | 放射線測定の信頼性確保の義務化に向けての被規制者等の対応状況聴取の概要   |
| 参考 2 | 令和元年度第 50 回原子力規制委員会資料 5 (放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の改正の方針 - 放射線測定の信頼性確保について - ) |

<sup>注4</sup> 4. 今後の予定にあるとおり、決定について委員会にかける時点で令和 2 年 6 月中に公布できることが確実であれば令和 5 年 7 月 1 日施行となり、令和 2 年 7 月以降となる見込みであれば令和 5 年 10 月 1 日施行となる。

## 原子力規制委員会規則第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二十条第一項及び第二項並びに第二十五条第一項から第三項までの規定に基づき、放射線測定の新規信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

放射線測定の新規信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。
- 二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

#### 附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

別表 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む)。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号八、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号口、第十九条第一項(第十三号二及び第十六号を除く。)、第三項及び第五項第二号、第二十条(第一項第四号口及び八を除く。)、第二十一条第一項第六号、第二十二条第一項第三号、第二十二条の三第一項、第二十四条第一項第一号ㄅ、第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号二並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七並びに第三十九条第一項において同じ。)の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所</p> <p>〔二〕十六 略</p> <p>(測定)</p> <p>第二十条 法第二十条第一項の規定による測定は、次に定めると</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む)。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号八、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号口、第十九条第一項(第十三号二及び第十六号を除く。)、第三項及び第五項第二号、第二十条(第一項第四号口及び八を除く。)、第二十一条第一項第六号、第二十二条第一項第三号、第二十二条の三第一項、第二十四条第一項第一号ㄅ、第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号二並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七並びに第三十九条第一項において同じ。)の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所</p> <p>〔二〕十六 同上</p> <p>(測定)</p> <p>第二十条 「同上」</p>

ころにより行う。

「一、四 略」

五 第二号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）による線量について、次に定めるところにより行う。

「一・二 略」

三 第一号の測定の信頼性を確保するための措置を講じること。

四 第二号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

3 法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次に定めるところにより行う。

一 放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

二 「略」

三 「略」

四 測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

4 「略」

（放射線障害予防規程）

第二十一条 法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。

「一、六 略」

七 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び

「一、四 同上」  
「号を加える。」

2 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

3 法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用い、次に定めるところにより行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

「号を加える。」

一 「同上」

二 「同上」

「号を加える。」

4 「同上」

（放射線障害予防規程）

第二十一条 「同上」

「一、六 同上」

七 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び

第二十四条第一項第一号ソ)において単に「教育及び訓練」という。 ) に関すること。

「八十八 略」

「2・3 略」

(放射線障害の防止に関する記帳)

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

「イ」ヨ 略」

列) 第二十条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号

の規定による点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名又は名称

レ) 第二十条第二項第三号に規定する措置の内容

ソ) 略」

ツ) 略」

二 「略」

三 許可廃棄業者(廃棄物埋設を行う者を除く。)については、次によるものとする。

「イ」ヘ 略」

ト 第一号ルからソ)までに掲げる事項

四 廃棄物埋設を行う許可廃棄業者については、次によるものとする。

「イ」ホ 略」

ヘ 第一号ルからカ)まで及びタ)からソ)までに掲げる事項(ただし、ル)からワ)までにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。)

ト 「略」

第二十四条第一項第一号タ)において単に「教育及び訓練」という。 ) に関すること。

「八十八 同上」

「2・3 同上」

(放射線障害の防止に関する記帳)

第二十四条 「同上」

一 「同上」

「イ」ヨ 同上」

「号の細分を加える。」

列) 「号の細分を加える。」

レ) 「同上」

ソ) 「同上」

二 「同上」

三 「同上」

「イ」ヘ 同上」

ト 第一号ルからタ)までに掲げる事項

四 「同上」

「イ」ホ 同上」

ヘ 第一号ルからカ)まで及びタ)に掲げる事項(ただし、ル)からワ)までにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。)

ト 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	「 2・3 略」	「 2・3 同上」
--------------------	----------	-----------

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

## 放射線測定の情報性確保の義務化に向けての被規制者等の対応状況聴取の概要

### 1. 対応状況聴取の日程

令和 2 年 2 月 4 日 (火) 10:00 ~ 11:50

形式：公開会合

出席者：公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB)、個人線量測定機関協議会 (個線協)、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (原子力機構)、日本原子力発電株式会社 (日本原電)、東京電力ホールディングス株式会社 (東京電力)、中部電力株式会社 (中部電力)、日本原燃株式会社 (日本原燃)

令和 2 年 3 月 26 日 (木) 11:00 ~ 11:20

形式：面談

主席者：原子力機構、日本原電、東京電力、中部電力、日本原燃

### 2. 被規制者等の対応状況

JAB

- 令和 2 年 3 月末までに 3 社を認定
- 電子式線量計を認定の適用範囲に含めるための指針の改正作業は完了し、4 月より同指針に基づく申請の受付を開始
- 眼の水晶体の線量限度の変更に伴う 3 mm 線量当量の認定範囲への追加については、2 月末から JAB の技術検討チームにおいて検討を開始し、個線協の要望を踏まえ、令和 3 年 4 月に測定サービスの提供がスタートできるように進める方針

個線協

- 3 社が既に認定を取得し、一部については認定された体制での測定サービスの提供を開始
- 今後見込まれる顧客増への対応には、十分余裕がある
- 眼の水晶体については、使用する線量計や測定評価方法等の検討を行っている状況であり、令和 3 年 4 月からの眼の水晶体の線量限度の変更に併せて測定サービスを開始できるよう準備を進める予定。

原子力機構

- すべての拠点について、既に JAB の認定を取得した測定サービス会社に委託する方針
- 移行作業については、令和 5 年 3 月までに完了見込み

電力会社 (日本原電、東京電力及び中部電力) 及び日本原燃

- 今後協力会社が認定を取得するか、既に JAB の認定を取得している測定サービス会社に委託するかのいずれかで対応する方針
- 準備期間については、3 年必要

その他

- 3 月間の線量限度の管理を行っていることから管理上、四半期の始期を施行日とすることを希望

# 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の改正の方針 —放射線測定の信頼性確保について—

令和元年12月25日  
原子力規制庁

## 1. 経緯

国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）において、「政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境のモニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである。」という勧告を受けた。

我が国では、放射性同位元素の取扱い等に関し、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「RI法」という。）においては、許可届出使用者及び許可廃棄業者（以下「許可届出使用者等」という。）に対し、放射線施設<sup>注1</sup>に立ち入る者及び施設等の放射線測定並びにその記録を義務付けているが、測定の信頼性確保に関する措置については、これまで明確な規制上の要求はなく、許可届出使用者等や測定サービス会社等の自主的な取組みに委ねられている。

外部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者の測定は、許可届出使用者等が行う活動であり、測定サービス会社等に一部の措置を委託している場合であっても、許可届出使用者等がその責任を有している。このため、原子力規制委員会は、上記勧告の「職業被ばくモニタリング」に関する対応として、許可届出使用者等に対し、ISO/IEC 17025<sup>注2</sup>に基づく認定を受けた個人線量サービス提供者のサービスを利用するか、又は同等の品質を確保した測定を実施することにより、その信頼性を許可届出使用者等の下で一貫して管理させることとし、IAEAの安全基準に沿った規制機関による測定の品質管理の要件の規定とその遵守の確認を実現することとした。

また、内部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者及び施設等の放射線の測定についても、その信頼性を許可届出使用者等の下で一貫して管理させることとし、上記勧告の「公衆被ばくモニタリング」に関する対応として、放射線測定器の校正等（調達する場合を含む）を適切に行うことを求めることとした。

以上を踏まえて、RI法に基づく測定の信頼性確保に関し、許可届出使用者等に対して新たな規制要求を行う。

## 2. 新たな規制要求の方針

### （1）外部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者の測定について

外部被ばく線量の測定について、測定サービス会社等に委託する場合及び許可届出使用者等が自らの設備・人員で行う場合（この場合における当該許可届出使用者等を、以下「イン

注1 使用施設、廃棄物代替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設をいう

注2 ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（参考1参照）

ハウス事業者」という。)について、その信頼性が確保されることを求める。ただし、外部被ばく線量の測定の対象のうち、管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でないものに関する測定については、放射線業務従事者と同水準の対応は求めず、放射線測定器の点検及び校正を適切に行うことを求めるにとどめる。

(2) 内部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者及び施設等の放射線の測定について

多種多様な放射線測定器や測定手法が存在することから、その実施体制についても許可届出使用者等の業種や規模により大きく異なる。それらの測定に対し、一律に測定の信頼性の確保を規制要求することは現状では難しく、更なる検討が必要となる。

このため、今回の規則改正においては、測定の信頼性の確保について、放射線測定器の点検及び校正を適切に行うことを求めるにとどめ、それ以外の事項については今後検討する。

### 3. 新たな規制要求の内容

(1) 外部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者の測定について

米国及び欧州では、外部被ばく線量の測定は、ISO/IEC 17025 に基づく認定を受けた者が実施することを規制として義務付けていること並びに今般、我が国においても公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）により ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野に係る認定制度が整備されることを踏まえ、ISO/IEC 17025 に基づいて測定を行うこと及び測定について帳簿に記載し、保存することを求める。

ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でないものについては、放射性同位元素等を取り扱うことがなく、その被ばく線量は比較的少ないものと見込まれることから、放射線業務従事者と同水準の対応は求めず、測定に用いる放射線測定器について点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行うこと並びに点検、校正を行った年月日や方法等について帳簿に記載し、保存することを求める。

(2) 内部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者及び施設等の放射線の測定について

放射線測定器を適切に管理するため、放射線測定器について点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行うこと並びに点検、校正を行った年月日や方法等について帳簿に記載し、保存することを求める。

(3) 規則等の改正について

上記(1)及び(2)に掲げる新たな規制要求をRI法施行規則（以下「規則」という。）に定めるとともに「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（原規放発第17121320号（平成29年12月13日原子力規制委員会決定）、以下「予防規程ガイド」という。）」にその詳細説明をし、許可届出使用者等による具体的な対応等については、放射線障害予防規程に規定することを求める。その詳細は別表のとおり。

#### 4. 今後の進め方

以下に示す状況を踏まえ、本規制要求に対し、今後関係機関がJ A Bの認定を取得するのに要する期間等を聴取するとともに、必要に応じJ A B、測定サービス会社等からも状況を聴取して施行時期を概定し、規則は令和2年度第1四半期、予防規程ガイドは令和2年度第3四半期を目途にそれぞれ改正を行う。

##### (1) 許可届出使用者等に係るJ A Bの認定の現状

###### ①測定サービス会社等

J A BによるISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定については、令和元年11月までに二社が取得済である。

###### ②インハウス事業者

一部の許可届出使用者等については、インハウス事業者として測定を行うことが予想される。このためJ A Bは、現在、今年度中にインハウス事業者を考慮した認定指針に改訂するための検討を行っており、来年度当初からの当該改訂後の指針に基づく認定申請の受付開始を目指している。

##### (2) 眼の水晶体の線量限度変更に伴う対応

現在のJ A Bの認定指針には、眼の水晶体の線量限度変更に伴い追加される予定の3mm線量当量の測定、評価等に係るものは含まれていないため、J A Bは当該変更に係る規則公布後に認定指針の改訂に取り組む予定としている。

#### 5. その他（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における対応）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律においては、関係規則において保安のために線量等に関する措置を講ずることを求めている。放射線測定の信頼性確保については、現在、新検査制度に係る検討において、事業者が行う検査・保安措置に係る運用ガイド等で規定すべく取り組んでいるところであり、その内容については、R I法の新たな規制要求と同等のものとなるよう引き続き関連規定の整備を進めていく。

#### 添付

- 別 表 新たな規制要求に関して規則及び予防規程ガイドに示す事項
- 別 紙 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の条文イメージ（案）
- 参考1 ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）について
- 参考2 平成31年1月30日第56回原子力規制委員会資料1（別添）IRRS 勧告・提言及び行動計画への対応状況・対応方針（案）の抜粋

以上

別表 新たな規制要求に関して規則及び予防規程ガイドに示す事項

測定対象		規則	予防規程ガイド
人	外部被ばく	①測定における信頼性を確保するための措置を行うこと ②上記について帳簿に記載し、保存すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記①に係るものとして必要な対応は、ISO/IEC 17025<sup>※2</sup>に基づく測定とすることを示す。</li> <li>ISO/IEC 17025 に基づく測定として取り得る運用方法<sup>※3</sup>を示すとともに、許可届出使用者等が行う運用方法を具体的に放射線障害予防規程に規定すべきことを示す。</li> </ul>
	内部被ばく	①測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行うこと ②点検及び校正の各項目について帳簿に記録し、保存すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記①に係るものとして必要な対応は、点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行うこと及び適切な組合せの考え方を示す。</li> <li>点検及び校正の具体的な方法について放射線障害予防規程に規定すべきことを示す。</li> </ul>
場所	放射線の量		
	汚染の状況		

※1：管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でないものをいう。

※2：ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）

※3：ISO/IEC 17025 に基づく測定として取り得る運用方法は、以下のとおり。

- ①許可届出使用者等がJ A Bの認定を取得した測定サービス会社等に委託して行う測定
- ②許可届出使用者等がインハウス事業者としてJ A Bの認定を取得して行う測定
- ③許可届出使用者等が上記と同等の品質を確保して行う測定（例えば、J A B以外の国際試験所認定協力機構（I L A C）の相互承認協定（M R A）に署名している認定機関によるISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けた者による測定など）

改正後	改正前
<p>(測定)</p> <p>第二十条 法第二十条第一項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>五 第二号の測定の信頼性を確保するため、その測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。</p> <p>2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく(人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。)による線量について、次に定めるところにより行う。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>一 外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>「イ〜二 略」</p> <p>ホ 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が原子力規制委員会が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。</p> <p>二 内部被ばくによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては、三月を超えない期間ごとに一回(本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子</p>	<p>(測定)</p> <p>第二十条 「同上」</p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>※網掛け部分は説明のため便宜的に記載したもの</p>

にあつては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行うこと。ただし、作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては、その者の内部被ばくによる線量が原子力規制委員会が定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

三 第一号の測定の信頼性を確保するための措置を講じること。

四 第二号の測定の信頼性を確保するため、その測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

3 法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次に定めるところにより行う。

一 放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

二 略

三 略

四 測定の信頼性を確保するため、その測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

4 略

（放射線障害の防止に関する記帳）

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

3 法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用い、次に定めるところにより行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

「号を加える。」

一 同上

二 同上

「号を加える。」

4 同上

（放射線障害の防止に関する記帳）

第二十四条 「同上」

一 「同上」

<p>「イ」レ 略</p> <p>ツ 点検及び校正（第二十条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の点検及び校正をいう。）に係る次に掲げる事項</p> <p>(1) 点検又は校正をした年月日</p> <p>(2) 点検又は校正をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 点検又は校正をした放射線測定器の種類及び型式</p> <p>(4) 点検又は校正の方法</p> <p>(5) 点検又は校正の結果及びこれに伴う措置の内容</p> <p>ツ 其他測定に係る措置（第二十条第二項第三号に掲げる措置に係るものに限る。）</p> <p>二 「略」</p> <p>三 許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う者を除く。）については、次によるものとする。</p> <p>「イ」へ 略</p> <p>ト 第一号ルからタまで、ソ及びツに掲げる事項</p> <p>四 廃棄物埋設を行う許可廃棄業者については、次によるものとする。</p> <p>「イ」ホ 略</p> <p>へ 第一号ルからカまで、タ、ソ及びツに掲げる事項（ただし、ルからワまでにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。）</p> <p>ト 「略」</p> <p>五 「略」</p> <p>「2・3 略」</p>	<p>「イ」レ 同上</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ」へ 同上</p> <p>ト 第一号ルからタまで、ソ及びツに掲げる事項</p> <p>四 「同上」</p> <p>「イ」ホ 同上</p> <p>へ 第一号ルからカまで、タ、ソ及びツに掲げる事項（ただし、ルからワまでにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。）</p> <p>ト 「同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

※この規則は、令和●年●月●日から施行する。

## ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）について

ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）は、試験所の品質保証及び試験実施能力に関する管理面及び技術面での要求事項を規定している。

○ISO/IEC 17025:2017 の項目

### 1. 適用範囲

### 2. 引用規格

### 3. 用語及び定義

### 4. 一般要求事項

4. 1：公平性 4. 2：機密保持

### 5. 組織構成に関する要求事項

### 6. 資源に関する要求事項

6. 1：一般 6. 2：要員 6. 3：施設及び環境条件 6. 4：設備

6. 5：計量トレーサビリティ 6. 6：外部から提供される製品及びサービス

### 7. プロセスに関する要求事項

7. 1：依頼、見積仕様書及び契約のレビュー

7. 2：方法の選定、検証及び妥当性確認 7. 3：サンプリング

7. 4：試験・校正品目の取扱い 7. 5：技術的記録 7. 6：測定不確かさの評価

7. 7：結果の妥当性の確保 7. 8：結果の報告

7. 9：苦情 7. 10：不適合業務 7. 11：データの管理及び情報マネジメント

### 8. マネジメントシステムに関する要求事項

8. 1：選択肢 8. 2：マネジメントシステムの文書化

8. 3：マネジメントシステム文書の管理 8. 4：記録の管理

8. 5：リスク及び機会への取組み 8. 6：改善 8. 7：是正処置

8. 8：内部監査 8. 9：マネジメントレビュー

附属書A（参考）計量トレーサビリティ

附属書B（参考）マネジメントシステムに関する選択肢

※平成31年1月30日第56回原子力規制委員会資料1(別添)の抜粋

カテゴリ	ID	項目	勧告・提言・行動計画	対応状況及び対応方針(案)
法律及び政府の責任	勧告1 【R1】	情報交換 プロセス	政府は、原子力と放射線の安全について責任を負っている日本の規制当局 <sup>1)</sup> が、調和された効果的な規制監視を実施し、また、それぞれが所管する規制が調和されるよう、政策、許認可、検査及び執行計画に関する情報交換を行うための効果的で協力的なプロセスを構築し実施すべきである。  *1.原子力規制委員会のみならず、原子力・放射線安全に責任を有する複数の規制機関を含む	原子力規制委員会では、業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、情報公開法に基づき不開示情報に該当しない限りにおいて、特定の規制当局のみならず、広く一般に対し、政策決定の過程や、許認可情報を含む行政文書等を自発的に公開している旨をあらかじめ説明するとともに、原子力安全、放射線安全分野それぞれにおいて、以下の対応を講じていることを併せて説明する。  【原子力安全】 原子力安全に係る政策、許認可に関し、規制当局間で相互に調整を要する分野は、自己評価で整理したとおり、放射線物質輸送、職業被ばく分野に限定されることをあらためて確認した。同分野においては、既に必要な枠組みが構築、運用されており、輸送については、関係規制当局が一堂に会して情報交換を行う枠組(放射線物質安全輸送連絡会)が構築され、規制当局間で適切な調和を図っている。なお、輸送規制は、IRRSシナリオにおいては評価対象外であり、フォローアップアクションで新規に評価されることとなる。職業被ばくについては放射線防護等を通じて放射線障害防止の技術的基準の斉一化が図られており、現時点において、規制当局間の新たな情報交換プロセスを構築する特段の必要性は生じていない。  検査、執行措置に関する情報交換については、平成32年度の原子力規制検査の運用開始にあわせて関係当局との必要な連携(双方の検査予定・結果の共有、検査同行による状況把握)がとれる体系を整備する。
	提言1 【S1】	共同検査 委託監督	原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関 <sup>2)</sup> との連絡 <sup>3)</sup> 、外部委託した検査の監督に関する改善 <sup>2)</sup> を検討すべきである。  *2.原子力・放射線施設で検査を実施する複数の規制機関	【原子力安全】 ①原子力安全に係る共同検査については、平成32年度の原子力規制検査の運用開始にあわせて関係当局との必要な連携(双方の検査予定・結果の共有、検査同行による状況把握)がとれる体系を整備する。②検査の外部委託については、新検査制度下でも想定していないため適用外。  【放射線安全】 ①各規制当局は、規制の観点、検査頻度が異なり、共通する検査項目も極めて限定的であることから、許認可取得者、規制当局双方とも共同検査を実施するメリットが無い。このため、共同検査自体を実施しない方針とし、関係機関との連絡は要しない旨を説明する。②内規の改定を経て、立入検査の対象を登録認証機関等に拡張するとともに、検査業務について行政処分を行う権能を有した登録検査機関に対する業務規程の審査基準及び立入検査ガイドを平成29年に策定、公表し、登録機関に対する監督の基準を明確化した。また、同年より登録機関に対する立入検査を実施し、その作業の質と評価の信頼性を確認している。
国際	勧告2 【R2】	モニタリング 提供者承認	政府は、規制機関に対し、職業被ばく公衆被ばく環境のモニタリングを行うサービス提供者に対し、許認可又は承認のプロセスの要件を定め <sup>1)</sup> 、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与える <sup>2)</sup> べきである	モニタリングサービス提供者を許認可の対象とはせず、R1法、原子力等規制法の許認可取得者に対する規制にのみ対応する。①職業被ばくのモニタリングについては、個人線量測定サービスについてのISO17025に基づく認定制度を構築した。その上で、許認可取得者が同制度に基づく認定を受けた個人線量測定サービス提供者のサービスを利用するか又は同等の品質を確保した個人線量測定を実施することを規制要求化する(R1法施行規則の改正を想定)。原子力等規制法においては、許認可取得者が放射線測定器の校正等を含め適切に運用する場合は適切に行わなければならないことを規制上明確化する。公衆被ばくのモニタリングについては、R1法及び原子力等規制法においては、許認可取得者が放射線測定器の校正等を含め適切に行わなければならないことを規制上明確化する。環境モニタリングについては、放射線・放射性物質の測定についてのISO17025の認定を受けている日本分析センターにより、地方公共団体に対して、測定器の校正及び測定クロスチェック・ソフトウェア検証サービスに基づき許認可取得者に対する立入検査、原子力規制検査においてそれぞれ確認することを検討する。
	行動計画1 【A1】	国際活動 貢献	国際、安全研究、規制基準策定等を担当する職員に対しては、国際活動、特にピアレビュー <sup>3)</sup> に対する貢献を人事評価に含める <sup>1)</sup> 。また、人的ネットワークを構築できるよう、人事ローテーション、国際機関への職員派遣等を適正化 <sup>2)</sup> する。	①対象職員については、人事評価の目標設定に、「国際業務能力向上の取組」を特記させ、評価に含めるとした。②国際業務対応者をリスト化し、人事ローテーション、国際機関派遣に反映している。
規制機関の責任と機能	勧告3 【R3】	放射線 防護対策	原子力規制委員会は、許認可取得者による放射線防護対策の実施を監視すること <sup>1)</sup> 、NIRS <sup>3)</sup> との協力を通じて、放射線防護の国際基準の策定や関連する研究活動に参加すること <sup>2)</sup> に、優先度を高く、一層の資源を配分 <sup>3)</sup> すべきである。	①IRRSレビューが実施された平成27年度において、R1法令の施行に係る放射線規制部門における放射線検査官の人数は12名であったが、平成31年1月現在において19名まで増員し、許可事業所等に係る監督体制の強化を図っている。さらに、平成29年にR1法を改正し、監督体制の強化として、法令上の放射線検査官の定数を50名に拡大(平成31年1月施行)・改正前22名としたことを踏まえ、引き続き許可使用者等に係る監督体制の強化を図る。②放射線防護に係る国際業務に担う管理職の新設により、人的資源の強化を図るとともに、IAEA等の基準策定に係る委員会への関与を充実させた。
	行動計画18 【A18】	最新知見 収集	*3.国立研究開発法人量子科学技術研究機構放射線医学総合研究所	放射線障害防止の技術的基準に関する法律の改正・施行により、放射線審議会に自発的な調査審議・提言機能を付与することにより、最新知見を取り入れるためのプロセスを構築した。